



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol.18

May 2016

会計トピック④

マイナス金利に関する会計上の論点への対応

kpmg.com/jp



マイナス金利に関する会計上の論点への対応

企業会計基準委員会

専門研究員（あずさ監査法人から出向）

島田 謠子

日本銀行は平成28年1月29日に、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定しました。これを受け、同年2月16日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に0.1%のマイナス金利が適用されており、最近、円LIBORや国債の利回り等でもマイナス金利が観察されています。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、マイナス金利に関して寄せられた会計上の論点のうち、次の2つについて、ASBJでの議論の内容を周知するために議事概要別紙を公表しました。

①退職給付債務の計算における割引率¹（平成28年3月9日に開催された第331回企業会計基準委員会で審議、平成28年3月10日公表）

②金利スワップの特例処理の取扱い²（平成28年3月23日に開催された第332回企業会計基準委員会で審議、平成28年3月24日公表）

本稿では、これらの議事概要別紙の背景と内容について解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



島田 謠子
しまだ ようこ

【ポイント】

— ASBJが公表した議事概要別紙では、マイナス金利に関する次の2つの会計上の論点について、平成28年3月決算における取扱いに対するASBJでの議論の内容が示されている。

● 退職給付債務の計算における割引率

平成28年3月決算においては、退職給付債務の計算における割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法と、ゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられる。

● 金利スワップの特例処理の取扱い

平成28年3月決算においては、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合でも、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップについて、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられる。

1 ASBJのウェブサイト (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20160309/20160309_06.pdf) を参照。

2 ASBJのウェブサイト (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20160323/20160323_24.pdf) を参照。

I. 退職給付債務の計算における割引率

1. 論点の所在

日本基準においては、退職給付債務の計算における割引率は安全性の高い債券の利回りを基礎として決定することが求められており、安全性の高い債券の利回りの例として国債があげられています（後述する「I 2. 会計基準の定め」を参照）。日本銀行によるマイナス金利政策の公表以降、国債の利回り等でもマイナス金利が観察されており（図表1参照）、この状況を受けて、退職給付債務の計算において国債の利回りを基礎として割引率を決定しているケースでは、割引率としてマイナスとなった利回りをそのまま用いるか、ゼロを下限とするかが論点とされています。

【図表1（参考）国債金利情報】

基準日	(単位: %)		
	5年	10年	15年
H28.1.28	0.011	0.229	0.554
H28.1.29	▲ 0.071	0.104	0.436
(省略)			
H28.2.16	▲ 0.144	0.052	0.377
(省略)			
H28.3.7	▲ 0.205	▲ 0.052	0.173
H28.3.8	▲ 0.230	▲ 0.103	0.088
H28.3.9	▲ 0.163	▲ 0.022	0.236
H28.3.10	▲ 0.154	▲ 0.025	0.231
H28.3.11	▲ 0.149	▲ 0.016	0.257
H28.3.14	▲ 0.174	▲ 0.049	0.185
(省略)			
H28.3.28	▲ 0.235	▲ 0.094	0.124
H28.3.29	▲ 0.231	▲ 0.089	0.130
H28.3.30	▲ 0.230	▲ 0.094	0.126
H28.3.31	▲ 0.190	▲ 0.049	0.176

出所：財務省ウェブサイト

2. 会計基準の定め

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という）第20項では、「退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。」とした上で、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。」（退職給付会計基準（注6））とされています。

また、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「退職給付適用指針」という）第24項では、「退職給付債務等の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する（退職給付会計基準第20項）が、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる（退職給付会計基準（注6））。優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等が含まれる。」とされています。

3. ASBJにおける検討

退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、（1）マイナスの利回りをそのまま用いるべきか、または（2）ゼロを下限とすべきかについて、次のような様々な意見が寄せられていました。

（1）マイナスの利回りをそのまま用いるべきとする論拠

① 現行基準では、平成20年公表の企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」において、一定期間の利回りの変動を考慮して割引率を算定する取扱いを削除し、期末における市場利回りを基礎として決定される割引率を用いることとしており、その趣旨を踏まえると、マイナスであっても期末における利回りをそのまま用いるべきである³。

② 退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合、当該割引率は、基本的には貨幣の時間価値を反映するものと考えられ、プラスの利回りとマイナスの利回りで区別する理由がない。

③ 退職給付債務は、期末における要支給額を計算するのではなく、退職給付見込額のうち期末までに発生して

3 退職給付会計基準第65項では、「一定期間の利回りの変動を考慮して決定される割引率が期末における市場利回りを基礎として決定される割引率よりも信頼性があると合理的に説明することは通常困難であると考えられることなどから、国際的な会計基準とのコンバージェンスを推進する観点も踏まえ、平成20年に公表した企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」では、平成10年会計基準注解（注6）の定め（注：「なお、割引率は、一定期間の利回りの変動を考慮して決定することができる。」との定め）についてなお書きを削除し、また、割引率は期末における利回りを基礎とすることを明示するよう改正をした。」とされています。

いると認められる額を割り引いて計算したものであるため、期末において支給すべき金額以上の額が退職給付債務として測定されることもある。

- ④ 退職給付適用指針第24項では「割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。」としており、割引率の決定の基礎となる国債の利回りについて一定の期間以下の利回りのみがマイナスとなる場合に、マイナス部分のみをゼロに補正することには合理性がない。
- ⑤ 退職給付債務の計算に用いる割引率は、必ずしも年金資産の収益率を反映するものではないが、年金資産の期末における公正な評価額には、通常、マイナス金利の影響が反映されると考えられるため、仮に退職給付債務の計算においてゼロを下限として補正した割引率を用いると、資産と負債の測定について整合しなくなる可能性がある。

(2) ゼロを下限とした利回りを用いる論拠

- ① 年金資産の運用において、運用する金融資産の利回りがマイナスになった場合、現金を保有し続けるか、利回りがプラスの他の金融資産で運用することになる可能性がある。このため、企業が従業員に支給する退職給付の額以上の債務を認識する必要はない。
- ② 将来キャッシュ・フローを「割り引く」計算において、マイナスの利回りを用いると「割り増す」こととなり、直観に反して違和感がある。
- ③ システム上、マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付債務を計算するように設計されていない可能性がある。

これらの意見を踏まえ、ASBJでは、次のような議論がなされました。

(1) マイナスの利回りをそのまま用いるべきか否かについて マイナスの利回りをそのまま用いる退職給付債務の計算にお

ける割引率について国債の利回りを用いる場合に、マイナスの利回りをそのまま用いる論拠の方が現行の会計基準に関する過去の検討とより整合的であると考えられる。

ただし、次の理由から、現時点で退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いについてASBJの見解を示すことは困難である。

- 本論点についてASBJとしての見解を示すためには相応の審議が必要と考えられる。
- 国際的にも退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いが示されていない^{4,5}。

(2) ゼロを下限とした利回りを用いるべきか否かについて

次の理由から、退職給付債務の計算における割引率として用いる利回りについて、ゼロを下限とした利回りを用いる企業に配慮すべきとの実務上の要請があります。

- 本論点の取扱いが明確でないことから、すでにゼロを下限とした割引率を用いて決算準備を進めている企業がある可能性がある。
- 前述のとおり、システム上、マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付債務を計算するように設計されていない可能性がある。

これらの議論、及び議論を行った時点（平成28年3月9日時点）においてマイナスとなっている利回りの幅を踏まえ、ASBJは、退職給付債務の計算における割引率として用いる利回りについて、平成28年3月決算においては、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法と、ゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられるとの見解を示しています。

4 欧州にマイナス金利環境の状況を受けて、これまでにIFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)では、マイナス金利に関して主に以下の論点について議論が行われています。なお、IFRS-ICの議論において退職給付債務の計算に用いられる割引率に関する論点は含まれていません。

(1) マイナス金利の状況における受取利息及び支払利息の包括利益計算書上の表示
(2) 組込デリバティブの分離に関するガイダンスの適用

5 IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」第83項において、「退職後給付債務(積立てをするものとしないものの双方とも)の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨においては、当該通貨建の国債の(報告期間の末日における)市場利回りを使用しなければならない。」とされており、ASBJの議事概要別紙では、日本とは状況が異なるものと考えられるとの分析がなされています。

6 ASBJの議事概要別紙によれば、平成27年3月期の有価証券報告書において、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項」のうち「重要なヘッジ会計の方法」の中で金利スワップの特例処理を記載している会社は969社であったとされています（「重要なヘッジ会計の方法」の記載を対象に「特例」をキーワードにして検索）。

II. 金利スワップの特例処理の取扱い

1. 論点の所在

金利の支払条件が円LIBOR等に連動している金銭消費貸借契約（変動借入）に係る金利スワップに対して、いわゆる「金利スワップの特例処理」を適用している場合、その金利スワップの特例処理を継続できるか⁶どうかが論点とされています。具体的には、マイナス金利の状況においては、変動借入に係る支払利息額と金利スワップにおける変動金利相当額とが相違することにより、金利スワップの特例処理の要件を満たさなくなる可能性があるとの懸念が生じています（後述する図表2参照）。

ここで、まず、マイナス金利の状況において、金銭消費貸借契約の変動金利及び金利スワップ契約の変動金利相当分がどのように受払されるのかが問題となります。これについて、ASBJにおける審議では、金銭消費貸借契約及び金利スワップ契約のそれぞの法律上の解釈について、次のような議論がなされました。

（1）金銭消費貸借契約について

金融法委員会⁷が公表した「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」（平成28年2月19日（平成28年2月23日一部訂正））によれば、金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合、「金銭消費貸借における利息は、一般に元本利用の対価と考えられるから、その性質上、借入人が貸付人に支払うべきものであり、貸付人が支払うべきものとは解されない。（略）適用金利の計算結果が負の数値になった場合には、単に利息としての性格を有する金額がなくなるに留まると解することに合理性が認められる。」⁸との見解が示されています。

これを踏まえ、ASBJでは、「当該見解によった場合、仮に借入人の金利支払条件が円LIBOR等に連動しており、当該支払条件による適用金利が計算上マイナスとなった場合でも、貸付人は借入人に対してマイナス金利を適用して計算された利息相当額を支払う義務を負わないと考えられる。」との議論がなされました。

（2）金利スワップについて

国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）が公表している2006年版の定義集（2006 ISDA Definitions）によれば、金利ス

ワップ取引においては、当事者が適用金利の下限をゼロとする条項を選択しない限り、適用金利がマイナスになった場合には、変動金利相当額を本来受け取る側の当事者が変動金利相当額の絶対額を支払うことが原則とされています。

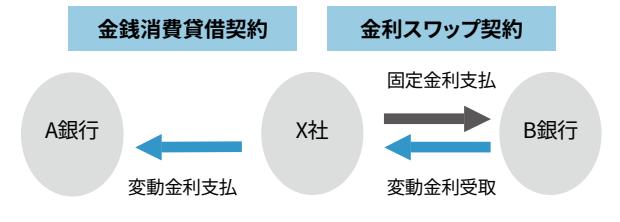
これを踏まえ、ASBJでは、「この場合、マイナス金利に基づいて当事者間で受払いが行われるものと考えられる」との議論がなされました。

図表2は、上記の解釈に従って、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合の事例を示したものです。この例では、適用金利（6か月円LIBOR+ α ）がマイナスとなった場合、金利スワップについては、本来変動金利相当額を受取るべきX社が、変動金利相当額を支払うこと

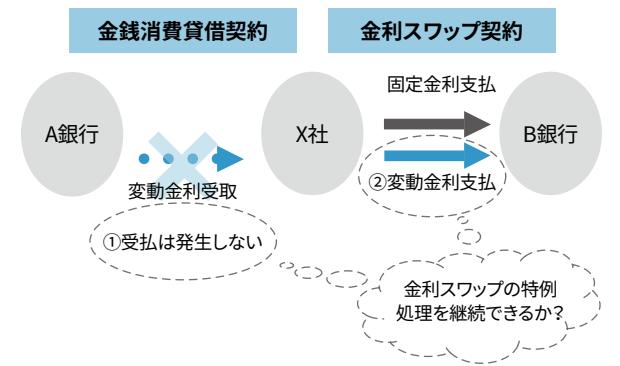
【図表2 マイナス金利下における金利スワップ契約】

- X社は、A銀行と6か月円LIBOR+ α の金銭消費貸借契約を締結した。それと同時にB銀行と6か月円LIBOR+ α の変動金利を受け取り、Y%の固定金利を支払うスワップ契約を締結した（他の条件は一致していると仮定）。
- 金銭消費貸借契約及び金利スワップ取引契約のいずれにおいても、適用金利がマイナスになった場合に金利の下限をゼロとする条項は含まれていないものとする。

通常の場合



6か月円LIBOR+ α がマイナスになる場合（前述の解釈によった場合）



7 金融取引について実務経験を有する弁護士および金融取引に関する法律を専門とする学者により1998年6月に設立された委員会。その目的は、金融分野において実務上困難を招来していると考えられる法律問題について、適切な解決方法を提言することにより、金融取引に関するルールの透明性を高め、日本の金融分野における法的不確実性を可能な限り取り除くことであるとされています（金融取引委員会のウェブサイトより）。

8 なお、当該文書では、「具体的な契約文言、取引の経済的合理性、当事者の取引動機（特定の取引のヘッジ目的等）、説明・交渉経緯、当事者の属性等の個別事情により、一般的な考え方とは異なる内容の合意が認定されることは充分にあり得る。」とされています。

になります(図表2②)。一方で、金利スワップの対象となる金銭消費貸借契約に係る金利については、受払いが生じないことになります(図表2①)。

このような場合に、金利スワップの特例処理の要件を継続できるかどうかが明確ではないことが問題となりました。

2. 会計基準の定め

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という)(注14)では、金利スワップの特例処理について、「資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。」とされています。

これを受け、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という)第178項では、金利スワップについて特例処理が認められるためには、次の条件をすべて満たす必要があるとされています。

- ① 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること。
 - ② 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること。
 - ③ 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスが金利スワップで受払われる変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
 - ④ 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること。
 - ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること(同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること)。
 - ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること。
- 上記①の条件に関し、金利スワップの想定元本と対象となる資産又は負債の元本については、いずれかの5%以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えて、この特例処理を適用することができる。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たさない場合であってもヘッジ会計の要件を満たすときは、繰延ヘッジの方法によりヘッジ会計を適用することができる。

3. ASBJにおける検討

前述の「II.会計基準の定め」に記載のとおり、金融商品会計基準(注14)では、金利スワップの特例処理の要件の1つとして、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)について、金利スワップと金利変換の対象となる資産又は負債でほぼ同一であることが求められています。一方で、金融商品実務指針第178項では、金利スワップに支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合の取扱いは示されているものの、ヘッジ対象資産の受取金利又はヘッジ対象負債の支払金利についてゼロが下限とされている場合の取扱いは明らかにされていません。

これらの日本基準の定めを踏まえ、ASBJでは、次の理由から、「現時点において、マイナス金利の状況における金利スワップの特例処理の取扱いについて当委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる。」と結論付けています。

- 「金融商品会計基準や金融商品実務指針(「金融商品会計に関するQ&A」を含む。)が公表された時点において、金利がマイナスとなる状況は想定されていなかったと考えられる。また、マイナス金利の状況において金利スワップの特例処理を継続できるか否かに関する取扱いは、これまで議論されていない。」
- 本論点については、ASBJとしての見解を示すためには相応の審議が必要と考えられる。

ただし、平成28年3月決算における取扱いとして、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合でも、次の理由から、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップについて、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられるとの見解が示されました。

金利スワップの特例処理については、金利スワップとヘッジ対象となる負債の条件等が完全に一致していることではなく、ほぼ同一であることを要件としている中で、現時点では、実際に借入金の変動金利がマイナスとなっている例は少ないと考えられ、仮にマイナスとなっている場合でも、借入金の支払利息額(ゼロ)と金利スワップにおける変動金利相当額とを比較した場合、通常、両者の差額は僅少と考えられる。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

島田 謙子

yoko.shimada@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なもので、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.